

平成25年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成25年3月4日（月）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第3号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第4号 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第5号 瑞穂市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第5 議案第6号 瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例を廃止する条例について
- 日程第6 議案第7号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 瑞穂市水防協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第18号 瑞穂市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第20号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第21号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第22号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第23号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第24号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第25号 平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第26号 平成25年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第26 議案第27号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算

- 日程第29 議案第30号 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
 日程第30 議案第31号 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第31 議案第32号 平成25年度瑞穂市水道事業会計予算
 日程第32 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について
 日程第33 議案第36号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	森	和之
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	弘岡	敏
調整監	白河	忠良	環境水道部長	鹿野	政和
会計管理者	宇野	清隆	教育次長	高田	敏朗
監査委員 事務局長	松井	章治			

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	伊藤巧
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

1 件報告します。

議会事務局長より報告をさせます。

議会事務局長（田宮康弘君） 皆さん、おはようございます。

議長にかわりまして 1 件報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により、監査委員から受けております。検査は、平成25年 1 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございました。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 以上、報告しました資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 3 号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第 3 号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 3 議案第 4 号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 3、議案第 4 号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第5号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第5号瑞穂市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第6号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第6号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第7号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第7号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第8号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第8号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第9号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第10号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第11号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第11号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第12号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第12号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第13号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第13号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第14号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第14号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第15号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第15号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第16号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第16号瑞穂市水防協議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第17号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第17号瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第18号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第18号瑞穂市国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第19号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第19号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第20号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第20号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第21号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第21号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第22号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第21、議案第22号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第23号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第22、議案第23号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第24号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第23、議案第24号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第25号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第24、議案第25号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第26号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第25、議案第26号平成25年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 堀武君。

1番（堀 武君） 議席番号1番 堀武です。

私がこれから行政側に問い合わせることは、たびたび一般質問でもしていたんですけども、FM放送委託料559万2,000円、これに関しての費用効果が甚だ疑問であり、答弁に関しては、緊急の場合の放送に必要だという答弁で、全く誠意のある回答が今までもなくて、この予算づけが、また559万2,000円上がってきております。全ての補助金等に関して厳しく査定をして、切るような行政体制でありながら、このFM放送委託料だけは何かこの金額で、前年度もそれに近い金額だったような気がします。その辺の正当性を、なぜこういう形で上がってきているのか、御説明願いたいと思っております。行政側、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） ただいま、堀議員さんからのFM放送についての御質問でございますが、FM放送というのは、一度契約して進めますと広報の役割を示したり、もう1つ、防災の機能も示しておりますので、このあたりについて十分検討しているところでございますが、御質問の内容の審議がされていないということではございませんので、そのあたりについては御理解をしていただきたいと思っております。

ただ、本当にこのFM放送も市民への広報の役割はかなり重要でございますので、一旦FM78.5というチャンネルをお返ししてしまいますと、なかなか取得することができないという事実も御理解していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 僕は返せとは言っていないですよ。維持管理をするのに、果たして、月4回、年間にすれば48回になる、そして広報であれだけしながらやっていて、その効果があるのか。災害のときには、当然利用しなければならない。だから、この局を廃止しろとは、前に僕も一般質問したときのように一回も言っていないです。ただ、その中でいつも答弁が、災害のときに必要だというような答弁で逃げ切っているような気がするんです、現実的にね。だったら、今言うように防災無線を入れておくことだし、違いますか。

そして広報に関しても、夕方になるとよくかかってくるように、操作云々とかいろんなこともあれで十分やってはおりますね。だから、それがあからこれをやめよとは言っていないんです。月に、例えばこれを1回にして維持管理をして、集約的に市の情報とか云々を流すというような方法でやれば、この600万というお金を出さなくても済む、そういう検討も必要だろうと前々から言ってるんですけど、答弁されるときには、これを残さなあかん。要するに周知徹底するために必要だとか、そういう形の、僕からすれば逃げの答弁しか聞こえてこないんで

すよ。

だから、これをやめよとは一度も言っていない。恐らくほかの議員の皆さんもそうですけれども、これをやめようなんていうのは言っていないと思うんですよ。ただし、この金額で月4回やって、その効果があるのか。だったら最小限度にして、その予算的なものをほかの福祉に回したり、道路整備でも何でもいいですが、整備に回したり、いろいろ活用する方法はあるであろうということを行っているわけなんです。

だから、FMを、くどいように言いますけれども、廃止をしたらいいような形で僕が聞いているようにと捉えられることは心外であります。ですから、その辺のことで、もう少し精査して、最小限度でこれを残しながら活動ができるということを真剣に考える時期に来たんではないかと思うんですが、その辺どうですか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、予算査定をやっておる立場からお答えをさせていただきたいと思います。

今、堀議員がおっしゃってみえる559万2,000円というのは2つございまして、番組放送委託料、これはFMわっちのほうに支払うものですね。これが一応週5万6,900円の52週の消費税分ということで計算されております。

もう1つは番組制作委託料、これは「もくようみずほ」という番組でございます。先ほど堀議員がおっしゃっていただきましたように、市民の方に周知するというので、「もくようみずほ」というのを市が番組を制作しておるわけですが、これに係る費用が4万5,500円の52週の消費税ということでございます。

ですから、今おっしゃっていただいたこの番組をやめようということじゃないよということになりますと、FMわっちに払っている310万6,740円は残しておいて、これはそもそもどういった経緯で発足したかといいますと、阪神・淡路の被災のときに、いち早くFMが立ち上がって市民の安否情報を流し続けたと。それによって、避難所にそれぞれ行ってみえる人が家族の安否を確認できたとか、そういったことで、市のほうもいち早くこれを採択したわけですが、ある意味これは火災保険のような感じだということで、結局は何が起きるかわからない、その際にこのFMわっちのチャンネルを確保しておけば、いつでもこれは優先的にやっていただけるという条項になっておりますので、これが使えるというためにやっておるんですね。

ただ、FMわっちと契約を結んでおくだけでは、皆さんにFM78.5というのが認知していただけないので、「もくようみずほ」という番組をつくって、市民の方に出していただいて、そして聞いていただくと。必ず出演された人は聞いていただいております。お話を聞いていますと、ラジオにも78.5というのをインプットされて、なるべく聞くようにしていると。若い人ですと昼間は音楽がかかっていますので、この「もくようみずほ」もお昼に流して、もう1回夕

方にも流しておるわけですね。そういったことを考えますと、この248万4,300円の「もくようみずほ」52週分が、市民も参加する場をつくるということであれば、そんなに高いものではないという考え方をしておるわけでございます。

ですから、毎年この予算査定の中でどうなのかということを検討しておりますが、できれば市民が手づくりでできるようになればいいですけども、ずっと武山アナウンサーのほうにお願いしておるわけですが、武山さんも市民でありますので、市民の立場からいろんな情報を掘り起こしながらやっていただいておりますということで、それなりの効果はあるんじゃないかなと私たちは思って、決して検討していないわけじゃないです。毎年検討しながらどうなんだということが残しておると。

それで、もっと以前は六百何万ぐらいかかっておったんですけども、武山さんのほうにも、FM放送にもお話をさせていただいて金額も下がってきております。ですから、そういったことで努力もしておりますが、これを廃止するというよりも、残すほうにプラス面を感じて予算づけをしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 副市長の答弁、残す方向での答弁だけのことで、実際的に僕は残すなどとは言っていない。ただ、その方法論の中でいいのか精査しながら、市民が参加したから、いつも聞いている云々言っているけれども、聞けばそういう答えが返ってきておるかもわからん。だけど、大半の市民の人はそんなにしていないのも現実だと思います、はっきり言って。私の聞いた範囲では、その範囲が多いです。

別にそれだから云々ではなくして、やはりもう少し費用的なものや、保険で云々ならば、保険もいろいろあるように、その辺のことの保険を担保にというならば、どういう形がいいのかももう少しよく検討していただいでやられるべきです。

やっている人の武山さん、市民だから云々ということ自体が、もう発想がおかしいですよ。確かに市民かもわからん。じゃあ、ほかの業者の方もみんな市民です。いろいろなことで制約を受けて、というのは入札の、今度一般質問でもしますけれども、そのようなことから考えれば、一般市民だから云々という副市長の答弁はおかしいと思います。

これが市外の方でも、今言うような形で一番いい方法があれば、それでもいいとは思いますがけれども、中にはそういう能力がある人がおるのならば、それで結構なことだと私は思いますけれども、やはりその中でも、長年しているならば、いろんな面での、ほかの市内の方でいい人がおるかもわからんし、もう少し開かれた形のこういうものに関してもやっていただきたい。

だから、それ以上は行政の誠意ある行動というのをこれからも見守っていかせてもらいますけれども、その辺のことで同じようにほかの補助予算を切ったり、緊縮財政をやるならば、や

はり最大でどのような形で残せるのがいいのかどうかということも、ぜひ検討していただき、そうでないと市民の方から、俺たちの補助予算どえらい切られるけれども何やというような話も出てくるに決まっていますから、その辺のことも含めてよく検討をしていただきたいと思います。

私からは、最後にお願いでこの質問にかえさせていただきます。ぜひよろしくをお願いします。
議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、4点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目でありますけれども、保育士の雇用形態についてお尋ねいたします。

まず、その前提として、保育士は全体で何人おられるのか。2点目、そのうち正規、臨時、補助職員、派遣保育士は、各園でそれぞれ何人おられるのか。3点目、正規あるいは非正規の割合はどうなっておられるのか。労働時間等、仕事の内容はどこがどのように違うのか。そのことをお答えいただきたいと思います。そして、4点目には、年間の賃金格差はどの程度あるのかということについて、御答弁をいただきたいと思います。

次に、2点目もあわせて質問させていただきます。

老人福祉施設への入所についてであります。

1点目は、もとす広域連合管内の老人福祉施設は、どこにどういう施設がどれだけあるのか、定員はどうなっているのか、利用料はどうか、待機者の実態はどうなっているのかについて御報告をいただきたいと思います。それを受けて、また再質問をさせていただきます。

3点目が、消防に関連をして社会福祉施設、とりわけ老人福祉施設の防火対策についてお聞きをいたします。

2月8日夜に発生をいたしました長崎市の認知症高齢者グループホーム火災で、介護が必要な高齢者10人が入所していたわけでありまして、4人が死亡して、職員2人を含む8人が重軽傷を負うという惨事が起きているわけでありまして。当日、翌日の中日新聞を見ますと、スプリンクラーが、大体6割が全国で設置をされていない、こういうことが報道されておりまして、死傷者が出た過去の主な福祉施設の火災につきましても、1987年6月6日に東村山市で特別養護老人ホームの火災がありまして、入所者17人が死亡している。2006年1月8日には、長崎県の大村市のグループホームで7人が死亡。2008年6月2日には、神奈川県知的障害者施設で3人死亡。同じ11月13日には、仙台市の老人ホームで33人が重軽傷。同じく12月26日には、福島市の介護施設で2人死亡。さらに、2009年3月19日には、群馬県の老人施設で10人死亡。翌年の3月13日には、札幌市の認知症高齢者向けグループホームで7人が死亡という

ふうに、この老人の社会福祉施設での火災、そして死亡等の重大事故が相次いでいるわけであり
ます。

そこで、具体的にお聞きをいたしますけれども、そもそも老人福祉施設に入所しておられる
高齢者の方は、全体で何人おられるのか。2点目、老人福祉施設の防火設備の実態はどうな
っているのか。建築基準法違反、消防法違反等はないのか。3点目は、避難訓練の実態はどうな
っておるのか。そのことについてお聞きをいたします。

4点目は、住宅リフォーム助成制度についてであります。

新年度予算の中には、住宅リフォーム制度は入っておりません。これは、瑞穂市住宅リフォ
ーム助成事業実施要綱によりまして、この告示は平成23年11月1日から施行する。そして、
平成25年3月31日限りその効力を失うということで時限立法となっております。2012年7月1
日現在では、全国1,779自治体の中で533自治体にまで広がっておりますけれども、大体時限立
法という性格は全国的に共通をいたしております。

そこで質問をさせていただきますが、1点目は、23年度は11月からでしたけれども59件の
417万9,000円の実績がございました。では、24年度の実績はどうなっているのか、お聞きをし
たいと思います。

全商連、全国商工新聞の記事によりますと、佐世保では住宅リフォーム制度についてアンケ
ートを市がとられております。その中で、この制度を活用した業者のうち、9割以上の事業者
が制度の継続を希望して、制度を活用する事業所の50%以上が、従業員が1人から4人以下の
零細業者でありますけれども、売り上げが30%近く伸びたという事業者もおられます。また、
9割以上が制度の効果ありと回答するなど、リフォームの助成制度が地域経済全体を下支えし
ているというアンケート結果が出ておるわけであります。

そういう意味におきまして、市として、今年度時限立法で予算が計上されておりませんけれ
ども、この制度を継続していくお考えはいかがか、そのことについてお聞きをいたします。

現在の経済情勢は、アベノミクス云々かんぬん言っておりますけれども、一部の大企業が潤
ったとしても、地域の地場産業ないしは零細業者にとっては、まだまだ先行きは厳しい情勢が
続くものと思われれます。そういう意味で、ぜひ継続をしていただきたいというふうに思います。

ちょっとまとめて申し上げましたけれども、以上で第1回目の質問を終わりたいと思います。
議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、最初に保育士の関係について答弁させていただきます。

今現在の数字ということになりますと、人が動いておりますので、ちょっと把握しにくいん
ですけれども、新年度に予定しておりますのが、正の保育士が103名、補助が73名、派遣は17
名ということをお考えしております。

その中には、労働時間とその内容ですけれども、1日の勤務となりますと7時間45分になり

ますし、そのほかには短時間の勤務の者もおります。

それから仕事の内容ですけれども、正規の職員とそれを補助する職員、それから特に加配や何かを担当する職員ということで、そういうものについては、派遣職員などをそこに充てております。

それから年間の賃金格差ということにつきましては、ちょっと今計算できておりませんので、後日報告させていただきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 質問はまとめて行いましたけれども、答弁は1つずつお願いしたいと思います。その間にほかのところは、ちょっとまとめて考えておいてください。

じゃあ、今の答弁に対して、また再質問をさせていただきます。

細かいことは、また資料ということですが、勉強会の際に一応言っておきましたんで、本当はそれまでに資料をいただいて質問をするという段取りでおったんですけれども、ちょっとそれがありませんけれども、いずれにいたしましても何を言いたいかということ、先ほど報告をしていただいた数字を当てはめてみると、正規と非正規の割合が、正規が50.8%、非正規が49.2%、これが保育現場の労働の実態なんですね。非正規が保育労働の半分を支えている。この現実を、まずしっかりと踏まえなければならないというふうに思います。

次には、これも前に一般質問させていただきましたけれども、ILO100号条約の問題ですね。それは同一価値労働同一賃金、この原則をどう具体化するか。

といいますのは、日本政府も1967年にこのILO100号条約を批准しておるんです。批准をしているんだけど、なかなか同一価値労働同一賃金ということが男女の間においても進展をしていかない、そういう日本の土壌があるわけなんですね。日本においては、さらに派遣法だとか何だかんだという流れの中で、今申し上げた50.8%と49.2%という状態になってきている。

そして、労働条件自体が正規の半分とか、もっとそれ以下、細かい資料が先ほど出ていない、労働条件の違いとかね、賃金の差がどれだけだとか。大体差が、この半分支える労働者としての労働条件にふさわしいものとはなっていない。募集をしても人が集まらない。これは瑞穂市だけじゃなくて、岐阜市であっても同じような現象が起きている。

問題は、じゃあ、なぜ人が集まらないのか。やはり、基本的には労働条件の問題だと思います。保育労働は大変きつい、えらい。それに見合った対価が非正規の労働者には少ない。こういうことが、やはりネックにあるんじゃないでしょうか。その点の認識はいかがですか。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） これについては、前からいろいろなお話がございしますが、私のほう

といたしましては、まず正職員の数というのが決められておまして、そこにどうしても必要な数については補助職員で補う。それで募集をかけて、それでも足らなければ、今派遣職員をお願いしているという現状です。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 現状、現状でやっていっちゃいますと、流されちゃうと、やっぱり国が公立保育所に対する、いわゆる民間にかえていくとか、どんどん公を切っていく、その流れにのる。今度また別のところで言いますけれども、賃金の問題でも一緒でしょう。7.8%国がやったから、もう先に地方交付税でそれから外しておくとかね。そうして追い込んでおいて、どうするどうする。全くむちゃくちゃなんですよ、国のやり方は、はっきり言って。

ですから、そういう流れがあった中でも、自分たちの現場でどこまで踏みこたえられるかという意味において、私が思うには、枠の問題があったにせよ、であるならば、今の非正規の状態でも保育士の、例えば賞与の問題、それから退職金の問題について、その額が1カ月であったとしても、前向きに、つまりそういう重労働で働いている保育士が、生きがいを持ってあしたも働き続けられる、その環境は、やっぱり労働条件だと思う。それを少しでも改善をしていく。

今申し上げたように賞与の問題、退職金規定の問題。額は検討していただければいいんです。まずはそういう制度も視野に入れて前向きに検討するという姿勢が、現場の保育士たちにプラスの影響を与えるのではないか。子供を安心して見られる、ゆとりのある職場をつくっていくことに寄与するのではないか、こういうように思うんですね。そこら辺はいかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 補助職員の関係につきましては、教育委員会の保育士だけの問題ではないので、ほかにも行政職の補助職員もおります。全体のこととして捉えていくとすれば、企画部のほうとそういうことは検討していかなければならないと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） そのとおりです。今、保育職員の問題で言っていますけれども、その他の課で働いている補助職員の労働条件の向上の問題も同じ問題です。そういう意味では、今言われたように、ぜひ前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

では、その次の質問について。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、老人福祉施設の本巢市内のどこにあるかということでございますけれども、今こちらの手元には持っておりませんが、市民の皆様には福祉生活

課、それから社会福祉協議会において、シルバー便利帳というものを作成しております。また後ほど委員の皆様にはお示ししたいと思っておりますけれども、そこにこういった施設があるかということが載っております。

それで、もとす広域連合から毎月、瑞穂市の待機者はどれだけかという、本巣郡内はどれだけかという数字が報告されております。待機者といいましても、保険的に申し込みをされている方がございまして、実際に本当に緊急に入所したいという数字が、なかなかその中には読み込めないところもございまして、やはり待機者は多うございます。数字的には、また後ほどお示ししたいと思っております。

それからもう1点、次の質問にお答えしてもよろしいでしょうか。

先ほど、老人福祉施設で火災があって、大変悲惨な事件があったことは皆さん御存じだと思いますけれども、私もその後すぐに担当の者に聞きました。市内の施設はどうなっているかということで聞きましたところ、一応基準値のものについては設置されているという報告を受けました。

その後すぐ、本当に素早い調査だと思ったんですけれども、厚生労働省のほうからそういった調査がございました。市内においてどうかということで、私のほうで、その基準値に合うものについては、そういった設備がされているということで報告させていただいておりますので、この場をおかりしましてもう一度報告させていただきます。

避難訓練等におきましては、やはり必要なところは、そういうものがなされていないと、そういった監査等に報告できないようなものでございますので、それぞれされていると私は認識しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今答弁いただきましたけれども、細かい数字はまた資料でお願いをしたいと思っております。

まず、この入所の問題について、なぜ質問をしたかといいますと、ある方から、特養に入りたいけれどもどうなっているという質問をいただいたわけでありまして。その方は、正規の労働者ではなくて、嘱託で働いておられるわけですが、実際、年間の総収入が250万ぐらいで名古屋に通われておられます。お母さんは去年ぐらいから痴呆が入ってきて、家に置いておくと暴力を振ったり暴れたりする。そういう症状になってきたから、とてもじゃないけれども外へ出て働くのは危ない。けれども、働かなければ、その娘さんがお母さんと2人で同居していますので、生活をやっていくことができないということで入れたいということなんですね。

今の間は名和さんのところで、要するにショートで入って、それからショートでまたつないでということを繰り返しておる。大体10万円ぐらいかかるんだけれども、手取り15万ぐらいか

らすると、本当に生活をやっていくだけでも精いっぱいだと。どうしたらいいんやということだったんですね。それで、本人も大和園だとか、ほづみ園だとかにも複数でもちろん申し込みはしている。ただ、その状況がどうなっているかさっぱりわからないということだった。

それで、大和園をまず調べていただこうと思ひまして、広域連合でいろいろ話を数回聞いてきたんですけれども、広域連合では、先ほど申し上げた待機者の平成24年度の施設ごとのほづみ園、さはら苑、フレンドリーおりべ、大和園、サンビレッジ瑞穂、もとす広域連合管内の合計等々が全部調べられております。それから、要介護度別の利用の内容も調べております。

それを見て、複数で申し込んでおるとはいえ、その数が1,626となっておりますね。大和園で見ると、瑞穂市で39人というふうになっておるんです。これは24年度の6月1日現在ですから、今現在はもっと違うと思ひますけれども、こうなってくると、いかに重複申し込みをしているとはいえ、いわゆる保育所の待機者の数どころではない、大変な数のお年寄りたちが自宅で待機をされておられる。独居老人の方もおられるだろうし、先ほど私が相談を受けた方のようなケースもあるだろうし、いろいろあるわけですね。

ところが、この大和園のほうでは、順番自体がいつ来るか、それは皆目わかりませんと、極端なことを言えば、こういうことを言われたんですね。これだったら、はっきり言って絶望というか、未来がないです。また働いて、頑張って、そうすればいつ具体的にお母さんがというふうになっていかない。どうすればいいんだというところで本当に苦しんでおられる。我々が個人的に、経済的に何とかできるだけのゆとりもない中で、一緒に考えていくとすれば、この現状を具体的にどういうふうにして打開していくのか。そういう具体的な案、どんと行かなくても、少しでも、微々たるものであっても、前に向いた方針というものが、今この実態を踏まえてどう検討されておるのか。そのことについて、ちょっとお聞きをしておきたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 施設については、もとす広域連合の計画の中で、どういった地域に不足しているかということで審議されまして、施設をどこに建てるかということは、計画を立てるときに、盛り込むときに審議されております。

それから、個別の先ほどのケースのような場合ですけれども、まず当初、地域包括支援センターにそういった問題が上がってきます。高齢者等の仕事のところからそういった問題が上がってきまして、それから私のほうで、担当者レベルでございますけれども、そういった会議がございまして、どのように対処していくかということで、先ほどの例でございますけど、私の予想でございますけれども、既に私のほうにもお話が来ております。私のほうも、いろいろ収入面等で審議をさせていただいている最中でございます。

今の事例でございますと、いろいろな御家族の状況がございますので、収入の面とそういった施設の面等、いろいろな検討をさせていただいているということで、それぞれにあつて、や

はり緊急性のものは優先順位も順番待ちというか、入所する審査会があります。それを開いて、どなたを、例えば大和園ですとどのようにして入れていくかということの審議をされた上で、ただ入れてくれ、三十何人待っているから順番待ちというわけでもなくて、やはり家族の状況、それから緊急性等を踏まえて、そういう入所判定委員会というのがございますので、そこで決められております。

とにかく地域ケア会議といいまして、そういったさまざまな事例を設けて、例えば保険の面、介護の面、それから収入の面等、いろんな他方面で審議をしておりますので、それぞれに合った対応を今はしているというところでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 答弁は一般論としてわかるんですけども、広域連合に行って、今部長が答弁されたように入所の優先順位の客観的な基準というものがしっかりあるのかどうか、それぞれの園がということについて聞いたんです。

そうすると、具体的なケースで話を持っていっていますから、具体的な答弁として出てこなかったんですね、実際問題。具体的に困っているから具体的に聞いているわけですから。やはり緊急だとか、家族の収入状況を踏まえて優先入居するということは、当然あるだろうけれども、このケースではどうなんだということに対して、答弁が背中のかゆいところに手の届く答弁ではなかったもんですから、そういう意味で、やっぱり職員も大変ですけども、身の置きどころというか、相談している人のそのところを十分考えて対応をしていただきたいというふうに思います。

次の火災の問題についてですけども、結果的には瑞穂市の中にあるグループホームにせよ、その他の名和さんのところも新しい施設ができましたけれども、そういうところ全体として建築基準法違反、さらには消防法違反等の事実は調査したけれども、なかったということでもいいですか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど申し上げましたように、ちょっと今数字的には持っておりませんが、その基準に当てはまるものについては、そういったものが設置されているという報告をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、報告を聞きましたということですけども、自分たちが一緒に行っとか、そういうことではないんですか。自分たちも一緒に行っではない、消防関係から報告を受けたとか。

議長（藤橋礼治君） 福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） これは補助金制度がございまして、その補助金で設置していただいたところには、もちろん現場で立ち会っております。それ以外に、やはり新規でそういった最初に建てていらっしゃる時は、その基準、消防署のほうとも私たちが現地で現場確認をさせてもらっていますので、県の監査等で、県の補助金であれば、私たちが立ち会いをさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） いずれにいたしましても、今後ともそういう定期的な指導、監査体制を徹底的に強化していただいて、こういう高齢者の皆さん方の命を守るように最善を尽くしていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次に、住宅リフォームの関係。

議長（藤橋礼治君） 弘岡部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 西岡議員の住宅リフォーム助成金について、24年度廃止の件での平成24年度の実績の数字ということでございますので、平成24年度は1月25日現在で153件の申請で、業者数は38店、それから工事金額が1億7,315万6,691円、交付金は1,231万1,000円から、先ほど議員も言われたとおり要綱のほうで、25年3月31日限りでこの効力を失うということで、時限立法等で、それから今申し上げた経済面でも成果を得たということから廃止したいと思いますと思っております。

それから、この住宅リフォーム助成金は廃止するわけですが、もう1点の建築物等の耐震化促進事業費補助金交付要綱で、国のほうも重点を置いてみえておりますので、この事業に関しましては、アンケート等を調査しながら継続的にこちらのほうに力を入れていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、24年度の実績を御報告いただきましたけれども、工事費で1億7,000万ぐらいある。交付金についても1,100万に及んでいるということで、結果的には、この制度に対するニーズがあるという事実を示しておると思うんですね。

今、アンケート等を調査して云々という話がありましたけれども、それは耐震のほうに移していくためのアンケートなのか、それとも今の佐世保が、先ほど報告しましたように住宅リフォーム助成制度について、それを使った人たちがそれをどう感じたかということを含めたアンケートを総括としてとるとか、そういうことですか、それは。どういう意味ですか。

議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 済みません、説明不足で。

アンケートに関しましては、耐震化の診断調査等を行った結果、そちらのほうを調査されたんですが、その後の方向性の調査という意味でのアンケートのものでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 耐震化のアンケートということで、やはりこういう制度を23年11月から25年3月31日までやったのであれば、そのことに対する総括をどうするか。時限立法だから、もう終わっちゃったんだ、こういうことでいいのか。つまり、この問題だけじゃないですよ。その他のいろんな施策についても、やっぱり将来的なことも含めて総括する必要があると思うんですね。だから、そういう意味で、この制度そのものについてのアンケート等については、今までとっておられないということですよ。

先ほども申し上げましたように、やはり経済情勢は、零細業者、地元の業者にとってみれば厳しいと思うんですよ。きのうも1人、内装をやられている業者の方がうちに見えて、仕事の現状について話されていきましたけれども、大変御苦労をされておられます。その方は別に住宅リフォームのこととは全く関係ない話だったんですけれども、そういう状況を勘案すれば、やはりこの制度を継続していくというようなことの検討の余地は、仮にこの新年度予算が通った後でも再考の余地はないんですか。

議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほど24年度の申請件数、それから事業者数を申し上げたわけなんですが、この中での事業者数38件の中で、特定の業者さんの交付金が、1店で3分の1ぐらいの交付金を出している実績もあることも鑑みまして、廃止というふうに考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 実績として特定の業者が3分の1ぐらい占めるということも言われましたけれども、その他の業者にもこの制度を周知徹底して広げていって、多くの業者の方が仕事をとれるように努力をしていただくというようなことも必要かと思えます。

とりわけホームページも、この住宅リフォーム助成制度、これ住宅のところを見ないといけない。なかなかインターネットでもよく探さなければいけないという状態だと思うんですね、なかなか探しづらい。これを探した人は、平成25年2月13日、平成25年3月29日をもって本事業は終了いたします。上記の日付までに完了届を提出していただく必要がありますので御注意くださいと書いていますよね。申請書じゃありませんよとあるんだけど、これを見た人というのは、業者の中でも恐らくそう多くはいないと思います、利用された業者の中でも。よっ

ばど問題意識を持って探してこれに行き当たるわけですが、そういう意味からすれば、やっぱり一般の人から見ると、24年度中、その事業があるんだから申請をしてももらえるんじゃないかというふうに思われる。そういう意味からすると、もっと事前にそういうことがわかっておれば、そういう駆け込みの方も少なくなると思うですけども、そういうことも含めて、住民の意見を聞き、それに対する説明責任をしっかりとやっていく。そのことによって、行政に対する信頼関係を一つ一つの事業を通じてつくり上げていく。

だからこそ、先ほど申し上げた1つの事業をやった後に総括をしっかりとする。このことの意味は、他の事業にも影響を与えることができるというふうに思いますので、またこの件については、追っている意見を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げて、総括質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第27号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第26、議案第27号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第28号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第27、議案第28号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第29号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第28、議案第29号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第30号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第29、議案第30号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第31号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第30、議案第31号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31 議案第32号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第31、議案第32号平成25年度瑞穂市水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32 議案第33号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第32、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第33号市道路線の認定及び廃止について質疑をいたします。

この中に、来年3月にオープン予定のカーマその他の商業施設に関する市道認定がございます。これについて総括的に質疑をしたいと思いますが、どういう項目を質疑させていただくか、最初にあらかた述べたいと思いますが、続けて答えをいただくと私混乱しますので、また自席で1つずつ改めて質問をさせていただきますが、最初、あらかた項目だけ述べさせていただきます。

まず経緯ですね。私が具体的に知ったのは、この議会なわけですが、経緯を教えてください。それから、市にとってのメリット、デメリット。それから、今回市道認定することになりましたが、市から主体的に申し入れたことがあれば、お聞かせいただきたい。

ほかに、幾らの道路なのか、工事費ですね。道路は3本市道として、11メートル道路、9メートル道路、6.5メートル道路、新設されるのはこの3本で、市道認定されるのは、11メートルと6.5メートルと。これは、おととい説明会があった資料を、私はちょっと出られなかったんですが、見せていただいはっきりしましたが、特にこの11メートル道路ですね、長良川本堤にかかるという。工事費が幾らかかるのか。

といいますのは、平成19年度にあそこにダイヤモンドシティ、後にイオンに統合されたと聞いていますが、この道路が来的时候に、取り付け道路が20億円かかると言われて、これを市道にするかどうかというのが、堀孝正市長が市長になられてすぐの9月議会で出てきまして、結局はこれがならなかったという経緯がございますので、今度のこの11メートル道路、プラス6.5メートル道路ですが、新しく新設される市道について、工事費は幾らかかるのかをお聞きしたいと思います。

それから、市道になった場合に維持管理費がついてくるんですが、これをどれくらい見積もっていらっしゃるか。

あと、企業撤退時、大変企業が安定して長く続くという時代がはるか昔になりまして、今は

早々と撤退ということが多くなりましたので、企業撤退時のことをどう考えていらっしゃるか。

それから、主に11メートル道路、それから6.5メートル道路ですが、長良川本堤に橋をかける、大変急坂になると思うんです。あと、6.5メートル道路は曲がりますね。今までの道路の桜堤防への道は塞がれると。わざわざ曲がって桜堤防に出ようになるわけですが、この危険性について、市道になるわけですから管理が大変だと思いますが、どのように認識しているか。

あと、環境問題、教育的な環境ですね。パチンコ屋さんが来るのか来ないのかが判然としませんが、判然としていないからはっきり言わないのかどうかがよくわかりません。

あと、教育的環境と緑地の確保がどうなっているか。特に桜につきまして、平成19年には何か署名までしたりとか、主に別府地区の方たちが言われましたが、これを最初に申し上げましたけど、市は申し入れをしているのかどうか、確保しているのかどうか。

それから、市民参画の観点から、あのころは瑞穂市まちづくり基本条例がございませんでした。市長も市長になられてすぐで、あ那时的ダイヤモンドシティのときには、こんなに情報を市民に出さないのはいけないと。自分が市長になったので、もっと積極的に市民に情報を出して意見も聞きたいということと言われたと。今回ちょっと調べたら、自分のブログにそういう経緯がずうっと書いてありまして、すっかり忘れていましたが、確認できましたけど、市民参画について、おととい市民センターで説明されたということは聞いていますが、どのように考えていらっしゃるか。

最後に、平成19年のときには、国交省中部地方整備局と瑞穂市で事前協議書が交わされたと。これも私はすっかり忘れていましたが、自分のブログに記録としてありました。このときに自分のを読み直すと、市道、公道にしなければ国交省の許可がないので、業者のためというか、市道、公道にする道路という記述がございまして、今回、国交省中部地方整備局とどのような協議書を交わしているのかと。

あともう1つ、税金ですね。この商業施設でどれくらい税金が入ると。あと雇用もあるかもしれないませんが、つまりメリットがどれくらいあるかということをお聞きしますが、1つずつ自席でさせていただきますので、まず最初の3つですね。経緯、メリット、デメリットと、市から主体的に申し入れたこと、この3点をお答えいただきたいと思います。以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 今、くまがいさちこ君の質問に対して、これはまだとかいろんなことがございましたら、執行部の方、その辺は判断して説明していただければ結構でございます。

弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） くまがい議員の、認定に关しましての経緯等で説明させていただきますと、都市計画法上の32条の事前審査の段階で、会派の説明会でも申し上げたとおりなんですが、事前協議申請が提出されており、具体的な手続を進めるために認定をさせていただ

くというものでございますので、後の開発許可が出てくる前の段階で、この図面にもあるように波線で示させていただいておるものでございますが、まだ供用開始のものではございませんので、御理解を願いますということでの回答だけで、済みませんがお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） それでは、経緯等については、最初のこと、ちょっといなかったものですから詳しくはわかりませんが、来てから、開発をしたいということがカーマ及び名紡のほうからございました。そのとき、ことしの初めのころですけれども、具体的な設計を始めるに当たって、一応今の形の案をもって進んで、実際にそれができるのかどうかということについて、県道及び国道、また公安委員会のほうと具体的な協議を進めてまいっております。今回認定した後に、具体的な届出書類等を提出する運びとなっております。

次に、市のメリット、デメリットということに関してですが、市道としてこのあたりは狭い道が非常に多く、日曜日の説明会のときにもありましたが、すれ違いがなかなか難しい道路が多いというような地域でございますので、今回、堤防は、ほとんど通過交通が多くなるかと思いますが、その通過交通を地域内に入らないようにするためには、このような道路が1本あると非常にメリットがあるのではないかとこのように考えております。

また、市から申し入れた内容についてということでございますけれども、まずは右岸堤防の拡幅、これは公安委員会や県道のほうからも申し入れが当然あるわけですが、渋滞が起きないように付加車線をつけてほしいということで、堤防を拡幅することにしてありますし、あとは新設道路から堤防に乗る場合には、右折をすると非常に危険な、ちょっと信号がつけられないというふうに公安委員会のほうから言われておりますので、右折による事故がないようにということで、左折オンリーの形で協議を進めております。

あと、堤防が高いところへ乗るということになりまして、天王川を越えるということから、天王川の右岸側に市道がありますので、そこに支障がないような形の断面、建築限界と言いますけれども、そのものがとれる高さを確保するようにということと、設計速度というものがありますが、道路構造令に基づいた基準で7%以下の勾配にしてほしいということをお願いしております。

あと工事費等につきましては、事業者側のほうの負担として考えておりますので、幾らかかるかについては把握しておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） まず、市から主体的に申し入れたことというのはあるんですか。さっきちょっと言いましたけど、環境的なこととか。そういうことは、そもそもできないんですかね。そういうこともちょっとわからないんですか、その設計段階でです。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 先ほど答弁させていただいた構造的なものについての申し入れ、勾配とか幅員ですね。片側に歩道をつけていただきたいとかということについては、申し入れをしましたがけれども、特に環境面についての申し入れはしておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 市道認定の議決が通った場合、維持管理費は将来、平たんな道路の市道認定でしたら、さほどかからないのかなと思いますけど、橋がついてきますね。平成19年のときも平地のところの架橋のような設計だったんですけど、今回この橋というのは、30年前ぐらいですか、瑞穂市は橋がとても多いところで、これから維持管理費がとってまかかっていくということですが、架橋、橋を含めた維持管理費の見積もりは、どういうふう考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 橋梁について、特に維持管理費が非常にかかるというふうには、現時点では考えておるところではありませんが、全体、年間幾らかかるかということについては、平均的な道路と同じように、多少坂ができたとしても、それは大きな管理費がかかるというふうには考えておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 企業撤退時が考えられるんですが、名古屋紡績でさえ時代の流れとともにああいう状態になったわけですが、今度は商業施設ですので、これは何年もつのかなという感じなんですが、企業が撤退した場合、橋とか道路のことをどう考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） この開発行為に関するものは大規模のものでもなく、市街化区域であれば、1,000平米以上の場合には開発許可がありまして、その中につくられる道路等も関係してくるわけなんですね。それと同じように鑑みますと、一緒のものだと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 同じということは、企業撤退時もほかの道路と同じように管理し、利用していくとかそういうことですね。

では、環境ですね。これからお店が入るわけですが、風俗関係というか、パチンコ屋さん、子供の教育環境とか、それから緑地の確保とか、さっき冒頭で申し入れは余りしていないと言

われましたが、こういうことは申し入れができるのかできないのか、できる場合はするのか。教えていただきたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 今、くまがい君の初めの質問は道路認定の件でございますので、全く質疑が違う方向に行っておりますので、今の件につきましては答弁できません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 市道認定に賛成か反対が問われるわけで、そういう道路ですから、カーマホームセンターは、ほかの企業、商業施設が入るための道路ですので、そういうことが明らかでなければ、私は賛成とか反対の判断ができません。

先日も議会報告会、意見交換会で、行政と同じことを聞いても仕方がないと。議会として、議員として、あなたはどういう判断をしたのか、議会はどういう審査をしたのかを問われました。それが議員、議会の仕事ですので、そういう観点で聞いていることを、この間の人権のときもそうでしたけど、人権の認識がなければ人権相談委員にふさわしいかどうかという判断はできませんよね。本当に前々から申し上げておりますけど、そのポイントだけ、ワンポイントだけしか審議を許さないというのはおかしいと思っております。

今の環境に関して、市はどう考えているか。市長、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 今、くまがい君の件につきまして、名古屋紡績の件でございますが、一般質問で詳しく質問をされるというふうにも思っておりますので、そのとき問題をよく御判断をしていただくということで、まだ100%状態が決定しておるわけではございません。その前の質問ということはよくわかりますが、一般質問される方がお見えになりますので、もうしばらくこの問題で執行部は答弁ができないと判断しますので、今、くまがい君の質疑に対しましては、これで締めさせていただきたいと思っております。

〔「議長、ちょっと議事進行について」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 今、西岡一成君におかれましては、2回目の質問になりますので。

〔「議事進行についての発言です」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡君、今そのようなことで、少し……。

〔「議事進行については優先でしょう」の声あり〕

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） もしそうでしたら、また休憩後には全協も開きますので、そのときにもお聞きしますし、今この場は……。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、ここで暫時休憩をとります。

休憩 午前11時04分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、2番のくまがいさちこ君の質疑に対する執行部のほうから答弁を順次いたします。
環境の件が出ておりましたが、環境の答弁。

白河調整監。

調整監（白河忠良君） 環境面についての回答をさせていただきますが、桜の保存等については、前回の多利の説明会、また一昨日の4町の説明会の際にも事業者側のほうから検討しますという答えをしておりますので、保存されるかどうかについては、はっきり今答弁することはできませんので、よろしく願います。

あと、それ以外の緑地に関しましては、開発事業者側のほうには、そのような配慮をいただくようなお話をしていきたいというふうに考えておりますし、やっていただけるかどうかはちょっと別ですけれども、お話をさせていただきたいと考えております。

なお、片側に歩道を市道としてつけるわけですけれども、そこには高木の植栽が植えられるような幅員の歩道をつけていただくことになっております。実際に高木を植えるかどうかは、また今の段階ではお答えできませんが、そのような幅員を確保しているということを御理解いただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 先ほど聞いたのでちょっとまだお聞きしていないのは、市道認定、私が賛成するか反対するかの判断材料にしたいのでお聞きしたいんですが、税金の見込みですね。

それから2点目、市民への説明会で大変きれいな図が配られておりますが、今休憩中に聞きましたら、6.5メートルの市道認定は、この議案の中には入っていないということですが、これはどうしてなのか。別にするのか、いつやるのかということをお聞きしたいです。

それから、先ほど最後に言った市民参画のことですね。瑞穂市まちづくり基本条例には、計画段階から市民が参画する義務と権利を負うというふうに書いてあります。このきれいな図は、本当は事前に議員にも配られたいし、ホームページなんかでも、ここは市道になるのか、ここが場内道路になるのかというような情報は出せないのかということもお聞きしたいと思います。市民参画についてどう考えるかは、市長にも御答弁をいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 税金というお話でございますが、確かな数字というのはお話しできません。ただし、9月議会の際に、松野議員からもどんなもんであろうという御質問をいただきましたが、そのときには、建物100メートル掛ける100メートルの1万平

米の建物として仮計算をいたしますと、およそ固定資産税として700万円というお話をさせていただきます。

現実に建物はどんな規模で、何棟建つかまだわかりませんので、現実には建物が建って評価をしてみなければ、税収どれくらいという確実なお話はできません。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） それでは、6.5メートルの市道を今回なぜ出さないのかということについてお答えさせていただきます。

さきに11メートル道路を今回認定ということで議案として出させていただいた経緯についてでございますが、先ほど少し触れましたけれども、天王川の上に橋をかけることに予定しております。その天王川の管理者であります土木事務所との協議の上で、占用に当たっては路線認定が必要だということです。認定がないとその占用も受けられない、工事も進められないということから、今回、当然完成はしてありませんけれども、その手続を進めるに当たって、議案として出させていただいております。

なお、6.5メートルの道路につきましては、一般の開発道路と同じように、ほかの路線認定等を出しているのと同じような形で、完成後、認定と供用開始の手続を進めようというふうに考えております。

あと雇用の話もありましたかね。雇用については、約100人というふうにお聞きしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 雇用は、市民、市内、市外、全部でですかね。ちょっと確認したいんですが。

議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） カーマが雇用を見込んでいる人数が100人と聞いているだけで、それが市内なのか市外なのかということは、事業者側の判断というふうに考えております。以上です。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 失礼いたします。

御質問の市民参画というか、市民と協働のまちづくりという観点からですが、御存じのとおり市民への情報の提供がございます。今回の企業の説明会を通じて、この地域の方々に周知していくものとも考えております。この道路が認定されれば告知もされ、公開されるということになるんですが、今回のような企業の開発にもかかわるような道路につきましては、開発段階という状況もありますので、公開はできていないというか、そういうまちづくり基本条例の関

係にちょっとそぐわないのではないかというふうに考えておりますので、これからも課題はあると思いますが、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） まちづくり基本条例にはそぐわないのではないかと言われますが、市道認定ですので、私は大いに関係があると思っておりますがということを書いて、質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号から議案第33号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第33 議案第36号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第33、議案第36号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、追加提案について御説明を申し上げたいと思います。

議案第36号でございます。平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

瑞穂市繰越明許費の補正において、1件の繰越明許費の追加をお願いするものであります。これは、公園新設改良事業におきまして、牛牧中尾公園のトイレ整備の着工が年度末から新年度初めになることから、2,000万円を設定して翌年度に繰り越すものであります。牛牧中尾公園につきましては、新年度にも整備計画がありますので、それに支障のないよう早期に完成させますので、議員各位の御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上、1件の追加提出議案につきまして、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第36号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第36号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

議案第36号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午前11時36分

